

かわち

議会だより

発行／平成25年 6 月 1 日

発行／河内町議会 編集／河内町議会広報委員会
 〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
 TEL 0297-84-2111 FAX 0297-84-4357
 URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>



稲敷郡美浦村議会議員及び村長による町営住宅（子育て支援住宅）の視察

第30号

2013 JUNE

内 容

定例会審議内容
 各常任委員会審査報告
 一般質問
 臨時会審議内容
 議会議長及び議員の主な動向

平成25年

第1回河内町議会定例会

3月7日から14日にかけて開かれた議会定例会において、町長から提出された報告2件、議案30件、議員からの提出議案1件について審議しました。その結果についてお知らせします。

報告

報告第1号
平成25年度河内町土地開発公社経営状況について

平成25年度河内町土地開発公社経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するもので報告を受けました。

報告第2号
第3セクター「株式会社ふるさとかわち」に関する経営状況の報告について

町が出資している第3セクター「株式会社ふるさとかわち」から第16期経営報告があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するもので報告を受けました。

議案

議案第1号
河内町道構造基準条例の制定について

議案第2号
河内町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例の制定について

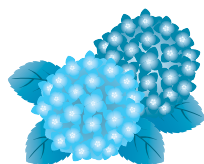
議案第3号
河内町道移動等円滑化基準条例の制定について

議案第4号
河内町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について

議案第5号
河内町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

議案第6号
河内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

地域主権改革一括法による道路法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る法律、公営住宅法、下水道法及び水道法の一部改正に伴い、道路の構造の技術的基準、道路に設置する道路標識の寸法、道路に係る移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準、公営住宅の整備基準、下水道の構造の技術的基準及び水道工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準につきまして、条例を制定するもので可決しました。



議案第7号
河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第8号
河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスのに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

地域主権改革一括法による、国が定めていた利用者を当該自治体の住民に限定した要介護1～5の認定を受けた方に対する指定地域密着型サービス提供事業所の事業及び運営、要支援1及び2の認定を受けた方に対する地域密着型介護予防サービスの基準の条例を制定するもので可決しました。

議案第9号
河内町課設置条例等の一部を改正する条例

防災機能の強化と公営企業の独立性を担保するために、都市整備課から水道班を分離し、水道課を設置することに伴い、関連条例である河内町課設置条例、水道事業の設置等に関する条例及び河内町議会委員会条例の一部を改正するもので可決しました。

議案第10号
河内町消防団条例の一部を改正する条例

団員数の減少に伴い、消防団員の報酬及び費用弁償の適正化を図るため、より実数に近い定数に改正するもので可決しました。

議案第11号
河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

河内町議会政治倫理条例に基づく政治倫理審査会の設置に伴い、当該委員の報酬等を定めるため、本条例の一部を改正するもので可決しました。

議案第12号
河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の普通徴収による納期の回数を増やし、暫定賦課を廃止して本算定のみとわかりやすく、納めやすい環境の納税に伴い本条例の一部を改正するもので可決しました。

議案第13号
河内町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

少子化並びに子育て支援の充実を図るため、小児の対象年齢の引き上げ、妊産婦の所得制限の撤廃、小児・母子医療福祉費の現物給付とする本条例の一部を改正するもので可決しました。

議案第14号
河内町中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例

市町村中小企業事業資金融資制度の一部改正に伴い、融資保証の期間及び融資限度額の一部変更のため、本条例の一部を改正するもので可決しました。

議案第15号
河内町営住宅管理条例の一部を改正する条例

公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅の入居要件、収入基準を自治体で規定することになったため、本条例の一部を改正するもので可決しました。

議案第16号
河内町障害福祉サービス給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

障害者自立支援法の一部改正に伴い、当該委員の定数を定める条例の一部を改正するもので可決しました。

議案第17号
平成24年度河内町一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出予算の総額から75,424千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,307,137千円とするもので、歳入の主なもの、繰入金128,652千円を減額し、繰入金128,652千円を減額し、国庫支出金20,571千円、町債33,000千円を増額。歳出の主なもの、総務費36,222

議案第18号
平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の総額に33,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,431,682千円とするもので、歳入については、国庫支出金1,668千円、県支出金513千円、繰入金21,764千円を減額し、国民健康保険税715千円、療養給付費交付金17,006千円、共同事業交付金38,300千円、諸収入1,139千円を増額。歳出については、総務費1,587千円、共同事業拠出金2,176千円を減額し、保険給付費36,968千円、諸支出金10千円を増額するもので可決しました。

議案第19号
平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出予算の総額に6,182千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ902,925千円とするもので、歳入については、国庫支

議会だより

出金11,491千円、県支出金3,869千円、繰入金280千円を増額し、支出基金交付金9,458千円を減額。歳出については、総務費368千円、保険給付費100千円、諸支出金6,196千円を増額し、地域支援事業費482千円を減額するもので可決しました。

議案第20号
平成24年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算の総額に59千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,654千円とするもので、歳入については、繰入金445千円を減額し、繰越金504千円を増額。歳出については、総務費504千円を増額し、サービス事業費445千円を減額するもので可決しました。

議案第21号
平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の総額に713千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85,810千円とするもので、歳入については、後期高齢者医

療保険料713千円を増額。歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金713千円を増額するもので可決しました。

議案第22号
平成24年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出予算の総額に30,602千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ343,069千円とするもので、歳入については、国庫支出金13,000千円、繰入金5,902千円、町債11,700千円を増額。歳出については、下水道建設費33,602千円を増額し、下水道管理費3,000千円減額。繰越明許費については、公共下水道建設事業30,000千円、流域下水道整備事業6,016千円を翌年度へ繰り越すもので可決しました。

議案第23号
平成24年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）

収益的支出の営業費用2,600千円増額し、営業外費用2,600千円減額。営業費用の主なものは、配水及び給水費15,832千円、受託工事費1,000千円をそれぞれ

れ減額し、減価償却費7,683千円、資産減耗費11,749千円をそれぞれ増額。営業外費用、支払利息2,600千円減額。資本的収入については、企業債69,000千円、資本的支出については、配水施設費85,000千円それぞれ減額し、収入額が支出額に対し不足する額62,051千円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするもので可決しました。

議案第24号
平成25年度河内町一般会計予算

議案第25号
平成25年度河内町国民健康保険特別会計予算
議案第26号
平成25年度河内町介護保険特別会計予算

議案第27号
平成25年度河内町介護サービス事業特別会計予算
議案第28号
平成25年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第29号
平成25年度河内町下水道事業特別会計予算
議案第30号
平成25年度河内町水道事業会計予算

平成25年度の各会計予算は、各常任委員会に付託され、慎重に審議をし最終日において各常任委員長より原案のとおり可決すべきものとの審査報告があり可決しました。



町 長寿スポーツまつり

各常任委員会審査報告

総務経済常任委員会

去る3月7日開会されました平成25年第1回河内町議会定例会におきまして、総務経済常任委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第24号 平成25年度河内町一般会計予算

議案第29号 平成25年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成25年度河内町水道事業会計予算

計3議案について、3月7日、委員6名の出席を得て、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査を致しました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

平成25年3月14日



教育厚生常任委員会

去る3月7日開会されました平成25年第1回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第24号 平成24年度河内町一般会計予算

議案第25号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成24年度河内町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成24年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第28号 平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

計5議案について、3月7日、全

委員の出席を得て委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査を致しました。審査の結果、付託された案件は全て、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

平成25年3月14日

教育厚生常任委員長 星野 初英
副委員長 服部 隆
委員 宮本 秀樹
委員 廣瀬 裕
委員 雑賀 正光
委員 雑賀 茂



町議会定例会一般質問

要旨をまとめたものです。
詳しくはホームページをご覧ください。



1、質問者
茂 議員
雑賀

・教育長の教育理念及び学校運営の考え方について
・いじめや体罰について町内小中学校における現状と今後の取り組みについて
・豊かな心をはぐくむための教育について

地方分権、地域主権が一段と進む中、自らの考えと責任において決断し実行するという主体性のある行政運営が望まれております。当町のように少子高齢化が急速に進んでいる地域、昨年1年間の出生者数は36人、町全体で1学級という現実が数年後にはやってきます。教育施設も幼稚園、保育所、小学校、中学校を1カ所にまとめ、柔軟性のある小中一貫教育等も、将来の課題として位置づけられるものと私は考えております。

そして、小規模学校ならではの特色を生かした魅力ある教育、学校づくりを目指し、当町の学校で学ばせたいと言われるような教育改革、学校経営を期待しております。次に、いじめ・体罰についてお伺いをいたします。私は、心の豊かな人間を育てることが、教育の目的であろうと考えております。その原点は、知識を教えるとともに、命を大切にするこゝと、思いやりの心を持つことを教えることであると確信をいたしております。人権イコール命であり、人権を守るということは命を守ることと、心の教育の大切さを身をもって痛感いたしております。そこで、いじめ・体罰があつたのなかかつたのか。その結果と調査方法についてお伺いをいたします。次に、いじめや体罰問題に対して、現場での取り組みや防止対策について。また、当町において条例化の考えはあるのか。最後に、児童生徒が命の大切さを学び心

豊かな人づくりの取り組みや対策も合わせてご答弁願います。

〈答 弁〉 教育長

教育に関する理念について、明るく元気な教師集団の育成。教職員が児童生徒の学習・生活指導に邁進できる環境づくりと、誰もがいつでもどこでも自由に学ぶことが出来る環境の整備を図り、健康で生き生き生活できる教育行政を推進してまいります。

いじめ・体罰については、まず、いじめの調査を各小中学校で毎学期、記名による質問紙や、定期の教育相談で実施しています。小学校で10件、中学校で13件あり、解消していないのが3件ありまして継続観察指導中です。体罰に関しましては、2月末に、児童生徒、保護者、教職員に記名調査をおこないました。体罰として認められる事案はなく、保護者の皆様方には良識的なご意見を頂き、感銘しております。これからの取り組みについては、国でいじめ対策防止基本法がまもなく法令化されると思います。町教育委員会では、このような動きを真摯に受け止め、これからの通知・通達の徹底を図ってまいります。児童生徒の生命の大切さを学び、豊かな人間づくりに関しては、教育



みずほ小学校

委員会主導で、豊かな心育成推進協議会、こころ活き活き担当者会議、人権後援会、学校防災対策推進委員会などで、生命の大切さや、豊かな心の育成を図っております。



2、質問者
正 議員
雑賀

・入札について

税収の要であります法人税に直結する、しかも町長が日頃取り組んで

いる地場産業育成にもかかわる重要な問題です。そこで入札に係る業者選考委員会ですが、当町建設工事等請負業者選考委員会規定に基づいて、町が発注する建設工事の請負業者選考に際し、適正に業者を指名または選考するため、町長の諮問機関として選考委員会を置くこととなっております。委員は各課の課長が委員となっております。

そこで、伺いますが、現在建設中の子育て支援住宅の5工区の指名業者を工区ごとにお示し願います。また、指名業者の当町における本支店の有無と、本支店・指名参加資格があり、かつ、今回の子育て支援住宅の指名参加資格がありながら、選定されていない業者もお示し願います。

信用度が高く経験のある業者を選考しています。ランク付けをしない建築業者で、指名願いが提出され、総合評価のある業者は、町内本社5社、町外で支店等のある2業者の7社です。入札関係の指名選考については、規程にあるとおり、公平公正なルールに従っています。地元優先をあまり強調する選考をしますと、ルール違反になりかねませんので、十分注意しています。

〈答 弁〉 町 長

入札の選考につきましては、適正な能力のある業者に仕事をしていただくのが基本です。小さな所はそれなりに区分して、十分考慮した発注をしており、今後も同じようにしてまいります。



3、質問者
星野 初英 議員

・災害に強いまちづくりについて

3・11東日本大震災から二年が過ぎ、多くの犠牲を無駄にしないためにも想定をこえる災害は、必ずおこると認識したうえで実際におこった時に自分の状況を判断し行動する力を一人一人が身につけなければなりません。我が町の地震対策についての取り組みを10点伺います。

まず1つ目は、防災・減災対策の考え方及び優先順位について伺います。2点目は、自助・共助の対策についてですが、住宅の耐震、家具の転倒防止等や三日程度の備蓄の件、早めの率先避難等自分の身は自分で守る為の対策等を町民の方々に理解し行動していただく為の行政の施策に

ついてお聞かせください。

3点目は、自分のまちは自分たちで守るという点です。地域防災を担うのは、住民自身です。その最も実際的な形態が、自主防災組織であると思います。いざという時に、機能するだけの話し合いや訓練組織と活動内容について伺います。4点目は、防災士資格を取得する為の補助金制度について考えをお聞かせください。

5点目は、避難訓練・避難所運営の現在の状況について伺います。当町には、多くの寿大学生が在籍中ですが、その大学の勉強の中に避難訓練や避難所運営等を積極的に取り入れることは、できないでしょうか。6点目は、当町の福祉避難所の場所について伺います。

7点目は、災害が発生した場合適切な行動が困難な何らかの助けが必要な方、つまり、災害要援護者について伺います。現在登録申請書は、どのくらい提出されていますか。

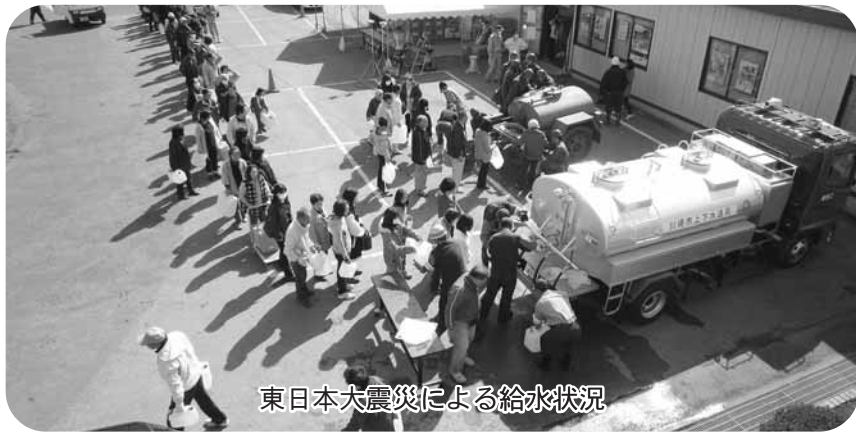
8点目は、女性の視点を生かした防災対策の見直しや地域の防災活動に率先して、参画する女性の育成を目指して防災対策を考えていく為に、女性が忌憚なく、意見を述べる環境を作ることが必要だと思います。そういう場所づくりとして、女性のための防災研修会を開催してはいかが



町営住宅（子育て支援住宅）

員さんの協力を得まして現在363人が登録をしています。避難支援体制は、保健師、民生委員、ボランティアが連携して安全の確保や、ケア支援を行える体制の整備に努めていきたいと思っています。

また、災害時に要援護者が避難するには、地域の協力が必要となります。日頃から隣近所や地区の方と交流を図り、共助意識の育成を図っていききたいと思います。



東日本大震災による給水状況

でしょうか。

9点目は、現在の備蓄の状況についてお聞かせください。

10点目は、東日本大震災の時に、トイレの水を流せない状態に一番困りました。災害時にも使用できる雨水貯水槽（雨水タンク）を家庭に設置したいという声がありました。災害に備えて、多くの人が設置できるように、購入費の助成制度を導入できれば、皆さんが喜ぶと思いますが当町としての見解をお聞かせください。

〈答 弁〉 総務課長

防災・減災については、トラック協会県南支部、北茨城市・板東市との3市町、県内全町村、NPO法人コメリ災害センター、明和工業などと災害時の諸協定を締結しています。また、災害用コンテナを3箇所導入し備品等を備蓄しています。災害本部となる役場の耐震工事は完了しました。

自助・共助については、水、食糧品の確保など家族での防災会議も必要になると思います。これについては、広報で特集を組みお知らせしているところです。阪神淡路大震災では共助によって、多数の方が助けられたと聞いております。地域は自分たちで守る意識が非常に大切だと思います。

ます。

防災グループワークは、自主防災組織で行政区単位の23組織があります。平成9年頃に組織され現在、活動していない状況です。今後はPTAや寿大学などの単位で活動していくのが有効と考えます。

防災士については、平成25年度から日本防災士機構が認定する民間資格です。町内で資格を取得しているのは星野議員以外に確認しておりません。受講に対する補助は、全国的に少なく、近隣市町村で増えた段階で検討していきたいと思っています。

女性のための防災研修は、現在、女性消防団が中心になって、救命講習の受講、一般家庭の防火診断、独居高齢者宅に火災報知器の設置、講師として派遣するなどの活動をしています。

物資の備蓄については、飲料水4、998本、ビスケット類4、440食、女性や高齢者用の物資は、保健福祉センターに衛生用品などを用意しています。NPO法人コメリ災害センターと物資供給協定を結んでおり、稲敷市に大規模物流倉庫がありますので、短時間に必要物資が入手できると思います。水、食糧は消費期限がありますので、ある程度の備蓄があれば良いと考えます。

雨水タンクについては、近隣で守

谷市が補助していましたが平成19年で終了しています。生活用水は、前回同様小学校のプールの解放で対応したいと思っています。

〈答 弁〉 都市整備課長

住宅の耐震診断は、平成25年度から29年までの5年間で実施します。対象は、昭和56年以前の住宅と公共施設などの特定建築物です。診断の費用の個人負担はありません。

橋の点検調査は、平成25年度橋梁長寿命化主全計画を策定します。町内で橋が落ちるような危険箇所はありませんが、事故を未然に防止するため点検を行います。

〈答 弁〉 町民課長

町指定の避難所は、小中学校を含めて18箇所指定しています。運営にあたりましては、町職員ばかりでなく、避難所に自治組織の結成を促し、互いに助け合い、自主的な避難生活が行えるよう支援していきたいと思っています。

高齢者などに災害時実情に応じた配慮など、衛生環境の維持、プライバシーの保護など、良好な避難生活の整備に努めて運営したいと考えます。

〈答 弁〉 福祉課長

災害時要援護者について、民生委

平成25年 第2回

河内町議会臨時会

4月16日に開かれた臨時会において、町長から提出された報告3件及び議案1件について審議しました。その結果についてお知らせします。

報 告

報告第1号
専決処分の承認を求めることについて

歳入歳出予算の総額から1,004千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,306,133千円とするもので、歳入の主なもの、地方交付税104,375千円を増額し、繰入金73,929千円、町債31,700千円を減額。歳出の主なものは、民生費1,700千円を減額。繰越明許費については、道路新設改良費10,596千円、橋りょう維持費3,822千円、生板小学校校舍耐震補強改修事業31,187千円を翌年度へ繰り越し、地方債補正については、災害援護資金貸付事業1,700千円、道路災害復旧事業30,000千円を廃止するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月28日付けで専決処分したもので承認しました。

報告第2号
専決処分の承認を求めることについて

地方税法の一部を改正する法律等が平成25

年3月30日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町税条例の一部を改正したもので、承認しました。

報告第3号
専決処分の承認を求めることについて

地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、承認しました。

議 案

議案第1号
平成25年度河内町一般会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額に116千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,734,785千円とするもので、歳入予算については、県支出金2,019千円を減額し、繰越金2,135千円を増額。支出基金交付金9,458千円を減額。歳出予算については、教育費116千円を増額するもので可決しました。

平成25年 第3回

河内町議会臨時会

5月8日に開かれた議会臨時会において、懲罰特別委員長から提出された件について審議しました。その結果についてお知らせします。

雑賀 正光議員に対する懲罰の件について

懲罰特別委員長報告の除名による採決が否決され、雑賀正光議員に対する懲罰を求める動議が提出された結果、一日間の出席停止の懲罰を科すことに可決されました。

懲罰特別委員会

審査報告

去る、3月14日開会されました平成25年第1回河内町議会定例会最終日におきまして、懲罰特別委員会に付託されました議員 雑賀正光君に対する懲罰の件について審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は3月22日・3月28日・4月16日・4月26日の4回全懲罰特別委員出席のもと慎重に審査を致しました。3月22日は、会議録を参考に地方自治法132条に抵触し懲罰を科すべきか審査し、全委員異議なく懲罰を科すべきとなりました。28日は、どのような懲罰を科するか審議を行いました。懲罰の種類などの説明を受け、委員間の意見交換の結果、意図して議会を利用する発言か、意図しない

で偶発にでた発言なのかを含めた反省文提出の条件により、協議することになりました。4月16日の委員会では、4月15日までの提出期限内に反省文が提出されませんでしたので、改めて協議した結果、もう一度反省文の提出を求めて、次回協議することになりました。4月26日の委員会では、反省文ではなく陳謝状が提出され事犯に対する反省がなく議会当日の陳謝内容とほぼ同じで、当日の発言内容の本意が何うものがなく、当懲罰特別委員会を軽視している、議会人としての自覚がないなどの意見があり、全員一致を目指して協議してきましたが、意見は一致しなかったため、採決をした結果多数決で除名処分を科すことの懲罰で決定しました。

以上、本委員会の決定に対し、各位のご賛同をお願い申し上げます。報告を終ります。

平成25年5月8日

懲罰特別委員長 星野 初英
副委員長 牧山 龍雄
委員 宮本 秀樹
委員 大野 佳美
委員 福智 正之
委員 篠田 英一

議 会 を 傍 聴 してみませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。

町議会定例会は3月、6月、9月、12月に開催されます。

次の定例会は7月3日開会の予定です。
詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

TEL 0297-84-2111（内線）201

お 知 ら せ

「かわち 議会だより」は本会議で行われた内容を要約してお知らせしております。

詳しくは河内町議会会議録をご覧ください。議会会議録は、河内町のホームページからご覧いただけます。

また、会期の日程や一般質問事項表、議案目録等も詳しくご覧いただけます。

URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>

で き ご と



5月1日、稲敷郡美浦村議会議員及び村長が町営住宅（子育て支援住宅）の研修のため来町しました。

当議会からは、廣瀬議長、野澤副議長、大野総務経済委員長が出席し、担当課より説明の後、現地を視察しました。

◆ 議 会 議 長 及 び 議 員 の 主 な 動 向 ◆

平成25年3月から平成25年5月

3月5日	長寿スポーツまつり	4月5日	春の交通安全街頭キャンペーン
7日	第1回河内町議会定例会（初日）	8日	町内中学校入学式
8日	各常任委員会	9日	町内小学校入学式
11日	東日本大震災二周年追悼・復興祈念式典	12日	茨城県市町村長・議長会議
12日	町内中学校卒業式	16日	第2回河内町議会臨時会/懲罰特別委員会
14日	第1回河内町議会定例会（最終日）/ 議会運営委員会	26日	懲罰特別委員会
15日	田沼多喜男生涯学習基金審議会		
16日	高齢者スポーツまつり	5月1日	美浦村議会議員子育て支援住宅視察研修
19日	町内小学校卒業式	8日	第3回河内町議会臨時会
26日	社会福祉協議会理事会/シルバー人材 センター理事会	11日	ふるさとかわち田植え体験祭
28日	懲罰特別委員会	23日	茨城県町村議会議長会第1回定例会
		28日	第38回全国町村議長・副議長研修会
		31日	社会福祉協議会理事会

〈広報委員〉	委員長 大 野 佳 美	副委員長 星 野 初 英
	委 員 牧 山 龍 雄	委 員 服 部 隆